



平成26年5月27日

各 位

会社名 名古屋電機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 干場 敏明
(コード番号 6797 名証第二部)
問合せ先 取締役 江州 秀人
(TEL. 052-443-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月27日開催予定の第57期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(定款第31条及び第41条)
なお、取締役の責任免除の規定(定款第31条)の新設につきましては監査役全員の同意を得ております。

- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

(誤字・脱字修正は記載を省略、下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 第21条～第30条 条文省略 <新設></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第21条～第30条 現行どおり (取締役の責任の免除) <u>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第31条～第39条 条文省略 <新設></p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第32条～第40条 現行どおり (監査役の責任の免除)</p>

<p>第40条～第46条 条文省略</p>	<p>第41条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第42条～第48条 現行どおり</p>
-----------------------	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成26年6月27日(金)
平成26年6月27日(金)

以上